令和6年度 第1回教育本部理事会

令和5年(2023年)9月14日改正

	令和5年(2023年)9月14日改止	
新旧対照表		
現行	改正案	備考
5 5 1	5 5 1	
公認スキーパトロール規程	公認スキーパトロール規程	
(目的)	(目的)	
第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟(以下	第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟(以下「本	
「本連盟」という。)公認規程に基づき、公認スキーパトロ	連盟」という。)公認規程に基づき、公認スキーパトロール	
ール(以下「スキーパトロール」という。)に関し、必要な	(以下「スキーパトロール」という。) に関し、必要な事項	
事項を定める。	を定める。	
(年度)	(年度)	
第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業	第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業	
年度8月1日から翌年7月31日までをいう。	年度8月1日から翌年7月31日までをいう。	
(使命)	(使命)	
第3条 スキーパトロールは、スノースポーツを楽しむすべ	第3条 スキーパトロールは、スノースポーツを楽しむすべ	
ての人々に、高品質で安全・安心なサービスを提供するこ	ての人々に、高品質で安全・安心なサービスを提供するこ	
とを、その使命とする。	とを、その使命とする。	
(理念)	(理念)	
第4条 スキーパトロールは、スキー場のマイスターとして	第4条 スキーパトロールは、スキー場のマイスターとして	
すべてのスキーヤーから信頼される存在となるべきであ	すべてのスキーヤーから信頼される存在となるべきであ	
る。そのために必要な知識と技術に加え、ホスピタリティ、	る。そのために必要な知識と技術に加え、ホスピタリティ、	
弛まぬ向上心、パトロール同士の強い連帯感、リーダーシ	弛まぬ向上心、パトロール同士の強い連帯感、リーダーシ	
ップ、責任感を兼ね備えることが望ましい。	ップ、責任感を兼ね備えることが望ましい。	
(目標)	(目標)	
第5条 スキーパトロールの使命や理念を達成するために、	第5条 スキーパトロールの使命や理念を達成するために、	
以下の知識や技術を習得し、絶えずその研鑽に努めなけれ	以下の知識や技術を習得し、絶えずその研鑽に努めなけれ	
ばならない。	ばならない。	
(1) スノースポーツのリスク分析と傷害予防・安全マナー	(1) スノースポーツのリスク分析と傷害予防・安全マナー	
指導に関すること	指導に関すること	
(2) スキー場の整備と巡視等の安全対策に関すること	(2) スキー場の整備と巡視等の安全対策に関すること	
(3) 傷病者の救護・搬送・事故処理に関すること	(3) 傷病者の救護・搬送・事故処理に関すること	
(4) 索道からの旅客救助に関すること	(4) 索道からの旅客救助に関すること	
(5) バックカントリー・雪崩・気象に関すること	(5) バックカントリー・雪崩・気象に関すること	
(資格)	(資格)	
第6条 スキーパトロールは、公認スキーパトロール検定規	第6条 スキーパトロールは、公認スキーパトロール検定規	
程に定めた検定会で合格した者 <u>に</u> 付与され、全国共通の資	程に定めた検定会で合格した者 <u>が、別に定めた手続きを行</u>	スキーに合わせる
格を有する。	<u>うことにより資格が</u> 付与され、全国共通の資格を有する。	
(有効期間)	(有効期間)	
第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年	第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年	
HH 3 3 4	HH 3 3 14	İ

第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年 間とする。

(義務)

- 第8条 スキーパトロールは、次の各号に掲げる義務を負う。
- (1) 公認スキーパトロール資格者は、スキーパトロールの 使命を完遂するため、資格有効期限内に、公認スキーパ トロール研修を最低2年に1回受講し、修了しなければ ならない。また、その他の関連研修も積極的に受けなけ ればならない。
- (2) スキーパトロールは、加盟団体や所属団体の事業には 優先的に参加しなければならない。

第7条 賃拾の有効期间は、合格平及及の更材平及から 2年間とする。

(義務)

- 第8条 スキーパトロールは、次の各号に掲げる義務を負う。
- (1) 公認スキーパトロール資格者は、スキーパトロールの 使命を完遂するため、資格有効期限内に、公認スキーパ トロール研修を最低2年に1回受講し、修了しなければ ならない。また、その他の関連研修も積極的に受けなけ ればならない。
- (2) スキーパトロールは、加盟団体や所属団体の事業には 優先的に参加しなければならない。

- (3) スキー場の常勤・非常勤・ボランティアスキーパトロールは、スキー場の安全管理・安全指導や救護活動に積極的に関与しなければならない。
- (4) その他救護活動等への協力を求められた場合、積極的 に関与しなければならない。

(資格の停止)

第9条 スキーパトロールが、公認スキーパトロール研修を 2年続けて未修了の場合は、スキーパトロールの資格を停 止する。資格停止中の者は、スキーパトロールとして活動 ができない。

(資格停止の解除)

第 10 条 スキーパトロールの資格の停止を解除しようとする者は、公認スキーパトロール研修修了により資格の停止を解除できる。

(資格の喪失)

- 第11条 スキーパトロールで、次に掲げる各号の一つに該当 する場合は、スキーパトロールの資格を喪失する。
- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき
- (2) 本連盟の規約に違反し、スキーパトロールとしての体面を汚すような行為があったとき
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき
- 2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。 (登録料の納期)
- 第12条 第1条に定めるスキーパトロールは、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成25年7月9日 制定

平成29年7月15日 改正

平成29年8月22日 改正

令和2年11月6日 改正

令和5年7月5日 改正

- (3) スキー場の常勤・非常勤・ボランティアスキーパトロールは、スキー場の安全管理・安全指導や救護活動に積極的に関与しなければならない。
- (4) その他救護活動等への協力を求められた場合、積極的 に関与しなければならない。

(資格の停止)

第9条 スキーパトロールが、公認スキーパトロール研修を 2年続けて未修了の場合は、スキーパトロールの資格を停止する。資格停止中の者は、スキーパトロールとして活動 ができない。

(資格停止の解除)

第10条 スキーパトロールの資格の停止を解除しようとする 者は、公認スキーパトロール研修修了により資格の停止を 解除できる。

(資格の喪失)

- 第11条 スキーパトロールで、次に掲げる各号の一つに該当 する場合は、スキーパトロールの資格を喪失する。
- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格 を喪失したとき
- (2) 本連盟の規約に違反し、スキーパトロールとしての体 面を汚すような行為があったとき
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき
- 2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。 (登録料の納期)
- 第12条 第1条に定めるスキーパトロールは、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成25年7月9日 制定

平成29年7月15日 改正

平成29年8月22日 改正

令和2年11月6日 改正

令和5年7月5日 改正

令和5年9月14日 改正